

国が支える。安心が大きくなる。

# 農業者年金のご案内

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます（※）。

（※）農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

## ○ 農業者年金のメリット ○

1

### 少子高齢化時代に強い積立方式の年金です

自ら納めた保険料とその運用益（付利）を年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円までの間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

2

### 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

3

### 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（なお、民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です）。

また、保険料の運用益は非課税で、将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

農業者の  
老後生活は  
国民年金  
+  
農業者年金が  
基本じゃな。

4

### 農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、農業の担い手となる方には国から月額最高1万円の保険料補助があります。



保険料の  
国庫補助なんて  
他の年金にはない  
メリットね！

農業者年金の詳しい内容と加入のお申し込みは、やご相談については、最寄りのJAまたは農業委員会、農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

農業者年金基金 TEL 03(3502)3942 ホームページ <http://www.nounen.go.jp>